

岡部病院 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

（令和7年4月1日現在）

名称・法人種別	医療法人 岡部病院
代表者名	岡部 明宏
所在地・連絡先	（住所） 熊本県水俣市桜井町3丁目3番3号 （電話） 0966-63-3311 （FAX） 0966-63-7011

2 事業所

施設の名称	医療法人 岡部病院 訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	（住所） 熊本県水俣市桜井町3丁目3番3号 （電話） 0966-63-3311 （FAX） 0966-63-7011
事業所番号	4310510443
管理者の氏名	岡部 明宏

3 事業の目的及び運営方針

（1）事業の目的

当事業所は、要介護または要支援状態と認定された方、または介護認定以外の利用者で、かかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要性を認めた方に対し、主治医との密接な連携を図り、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

（2）運営の方針

理学療法士等は、要介護、要支援の方の心身の特性を踏まえて、利用者の方が可能な限り居宅において、自己の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が持続できるような支援を実施します。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	勤務形態	職務の内容
管理者（医師）	1	常勤（兼務）	管理者は、従業員の管理及び訪問リハビリテーションの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の一元的な管理、自らも診療にあたる。
理学療法士／ 作業療法士	4	常勤（兼務）	理学療法士等は、訪問リハ計画書及び訪問リハ報告書を作成し、居宅サービス等の運営に関する基準に沿った訪問リハビリテーションの提供。

5 営業日・営業時間・休業日

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前 8:30分～12:30分 午後 13:30分～17:30分 但し、土曜日と12月30日は 午前 8:30分～12:30分
休業日	日曜日・国民の祝日
	12月31日～1月3日

6 通常の事業の実施地域

実施地域	水俣市（桜井町、昭和町、百間町、古賀町、丸島町、旭町、平町、山手町、多々良、港町、緑ヶ丘、大黒町、八ノ窪、栄町）
------	--

※実施地域以外での訪問も可能です。上記以外は、中山間地域等となります。

7 当事業所が提供するサービス内容

	サービスの内容
1	関節可動域訓練
2	筋力維持・増強訓練
3	筋再教育訓練
4	ADL・IADL訓練
5	歩行訓練
6	QOLの向上
7	介護方法等の助言・指導
8	住宅改修に関する助言
9	その他

8 利用料金

(1) 介護保険による利用

利用該当者	要支援・要介護状態の認定の方で、主治医が訪問リハビリテーションの必要性を認めた方	
基本報酬 (訪問リハビリテーション費)	308単位=308円(1回につき)	
	40分(2回)	616円
	60分(3回)	924円
※退院時共同指導加算	退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合	600円/回
※短期集中リハ実施加算	※1回40分以上、週2回以上(予防:退院日～1月) ※1回20分以上、週2回以上(介護)(予防:1月超～3カ月以内) ※退院・退所日又は認定日から起算して3月以内	200円/日
※認知症短期集中リハ実施加算	※1週2日を限度として加算	240円/日
※中山間地域等におけるサービス提供加算	上記の料金の5%加算	
サービス提供体制強化加算 I	6単位=6円(1回につき)加算	

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	担当者	中川和喜（理学療法士）
	ご利用時間	8：30 ～ 17：30（月～金）
	ご利用方法	電話（63-3311）
		面接（当病院 訪問リハビリテーション事業所）
	ご意見箱（1階ロビーに設置）	

1.0 苦情処理を行うための処理 ・ 体制手順について

- 一 苦情処理台帳を作成します。
- 二 苦情についての事実確認を行います。
- 三 苦情処理方法を記載し、理事長・管理者によって決議を行います。
- 四 処理方法について、関係者と連携し調整を行います。
- 五 苦情処理の方法及び改善内容について、利用者の方に説明確認を行います。
- 六 苦情処理は数日以内に行い、処理についての成果等を台帳に登録し保管します。

1.1 緊急時における対応について

- 一 当事業所が行う訪問リハビリテーション提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生した場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じることとします。
- 二 理学療法士等は、前項についてしかるべき措置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

1.2 事故発生時の対応について

- 一 当事業所が行うサービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は、状況の正確な把握に努め、市町村及び利用者の保護者と家族、並びに居宅介護支援事業者へ連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を講じるものとします。
- 二 当事業所が行うサービス提供中、当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業者は利用者に対して速やかに損害の賠償を行います。

1.3 個人情報等の提供について

次の各号について、当事業所は利用者及び保護者の遵守し、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。

- 一 サービスの質の向上のため学会、研究会での事例研究発表。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを遵守します。
- 二 介護サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者等への情報提供。

1.4 職員の研修について

利用者の処遇の向上を図るため、理学療法士等の研修の機会を設けています。

- 採用時研修（採用後2ヶ月以内）
- 訪問リハビリテーション関係等主催の各研修会への参加

1.5 利用者・保護者の方への御願い

サービスご利用の際には、保険証・医療受給者証を確認させていただきます。

1.6 高齢者虐待防止のための指針について

当事業所では高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待防止のための指針を策定し、本指針に従いサービス提供を行います。